水害・土砂災害に関する

避難確保計画

（ひな形）

〇　このひな形は、国土交通省の「避難確保計画作成の手引き解説編」及び「様式編」並びに滋賀県の「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」及び「様式編」を参考に作成しています。

〇　このひな形を使用すれば比較的容易に避難確保計画を作成できるようにしていますが、前述の「避難確保計画作成の手引き解説編」（国土交通省）も御確認のうえ作成されることをお勧めします。

〇　また、作成前に、各市町の地域防災計画により、気象情報の収集、伝達基準等について確認することにより効率的に作成できると考えられます。

〇　さらに、御不明な点については、各市町の防災担当課に確認することにより、作成段階から市町担当者との連携体制を構築できるものと考えられます。

＝ 令和３年３月 置賜総合支庁地域保健福祉課 ＝

●　令和３年５月に「災害対策基本法」が改訂され、今後はこの新たな避難情報により避難行動を呼び掛けます。このひな形にも、新たな避難情報を反映しています。

●　「避難確保計画作成の手引き解説編」（国土交通省）は、新たな避難情報に対応していませんので、以下のように読み替えをお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 旧 | 新（令和３年５月～） |
| 警戒レベル３ | 避難準備：高齢者等避難開始 | 高齢者等避難 |
| 警戒レベル４ | 避難勧告・避難指示（緊急） | 避難指示 |
| 警戒レベル５ | 災害発生情報 | 緊急安全確保 |

●　高畠町防災マップには「ため池決壊時の浸水想定区域」を掲載しています。この区域に立地する施設に対しても、避難確保計画の作成をお願いするものであり、このひな形で作成できるように情報を反映しています。

＝　令和３年９月 高畠町危機管理室 追記 ＝

令和　年　月　日

施設（事業所）名

目　　次

ページ数を入力

○　高畠町への報告が必要な項目

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 計画の目的 | | ………………………………………………………………… | | | | | |  |
| ２ | 計画の報告 | | ………………………………………………………………… | | | | | |  |
| ３ | 計画の適用範囲 | | | ………………………………………………………… | | | | |  |
| ４ | 防災体制 | ………………………………………………………………… | | | | | | |  |
| ５ | 情報収集・伝達 | | | ………………………………………………………… | | | | |  |
| ６ | 避難誘導 | ………………………………………………………………… | | | | | | |  |
| ７ | 施設周辺の避難地図 | | | | …………………………………………………… | | | |  |
| ８ | 避難の確保を図るための施設の整備 | | | | | | | ………………………………… |  |
| ９ | 防災教育及び訓練の実施 | | | | | ……………………………………………… | | |  |
| 10 | 自衛水防組織の業務に関する事項 | | | | | | ……………………………………… | |  |

○　高畠町への報告は不要な項目（個人情報等を含むため適切に管理）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 11 | 防災教育及び訓練の年間計画 | | | | | | ………………………………………… | |  |
| 12 | 利用者緊急連絡先一覧表 | | | | | ……………………………………………… | | |  |
| 13 | 緊急連絡網 | ……………………………………………………………… | | | | | | |  |
| 14 | 外部機関等の緊急連絡先一覧表 | | | | | | | ……………………………………… |  |
| 15 | 対応別避難誘導一覧表 | | | | ………………………………………………… | | | |  |
| 16 | 防災体制一覧表 | | ………………………………………………………… | | | | | |  |
| 17 | 自衛水防組織活動要領 | | | ………………………………………………… | | | | |  |

|  |
| --- |
| （注）自衛水防組織は、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）における洪水、内水又は高潮の際の円滑かつ迅速な避難の確保のため自衛水防組織を置くよう努めなければならないとされている（水防法第15条の３第６項）。一方、津波及び土砂災害の場合、自衛水防組織設置の努力義務規定はない。  自衛水防組織を設置しない場合は、「10自衛水防組織の業務に関する事項」に関しても高畠町への報告は不要である。 |

１　計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時・内水時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、この計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・内水・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

２　計画の報告

計画を作成又は見直し・修正をしたときは、遅滞なく、高畠町長へ報告するものとする。

３　計画の適用範囲

（1）施設の状況

この計画は、本施設に勤務及び利用するすべての者に適用する。

（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平　日 | | | | 休　日 | | | |
| 入所部門 | | 通所部門 | | 入所部門 | | 通所部門 | |
| 利用者 | 職　員 | 利用者 | 職　員 | 利用者 | 職　員 | 利用者 | 職　員 |
| 昼間 | 約 | 約 | 約 | 約 | 約 | 約 | 約 | 約 |
| 夜間 | 約 | 約 |  |  | 約 | 約 |  |  |

≪本施設の業務時間≫　　　　時　　分　～　　　時　　分

≪本施設の休所日≫

（記入要領）

利用者数は最大の利用者数を記載する（おおよその利用者数でもよい。）。

営業時間・休所日を記入する（例）土日・祝日、8月15日～8月17日、12月29日～1月3日

（2）本施設におけるリスク整理

本施設で想定される災害及び建物の構造等は次のとおりである。

ア　浸水想定区域図

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 浸水深 | ○○川 | ○○川 |
| ○○ｍ | ○○ｍ |
| 浸水しない | | |

（記入要領）

該当する□をクリックし、「浸水深」にチェックした場合は○○川及び○○ｍにマウスポインタを合わせてドロップダウンリストから適宜選択する。

浸水想定区域への該当及び浸水深については高畠町の防災マップで確認する（ＵＲＬは下記参照）。

【参考１】浸水程度の目安



　　イ　ため池浸水区域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 浸水深 | ○○ため池 | ○○ため池 |
| ○○ｍ | ○○ｍ |
| 浸水しない | | |

（記入要領）

該当する□をクリックし、「浸水深」にチェックした場合は○○ため池及び○○ｍにマウスポインタを合わせてドロップダウンリストから適宜選択する。

浸水想定区域への該当及び浸水深については高畠町のマップまたは各ため池のハザードマップで確認する（ＵＲＬは下記参照）。

ウ　家屋倒壊等氾濫想定区域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指定されている | 氾濫流 | 河岸侵食 |
| 指定されていない | | |

（記入要領）

〇　「指定されている」又は「指定されていない」のいずれかの□をクリックし、「指定されている」にチェックした場合は「氾濫流」又は「河岸侵食」のいずれかの□をクリックする。

〇　土砂災害警戒区域等への該当の有無については高畠町の防災マップで確認する（ＵＲＬは下記参照）。

エ　土砂災害警戒区域等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指定されている | 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域 |
| 指定されていない | | |

（記入要領）

〇　「指定されている」又は「指定されていない」のいずれかの□をクリックし、「指定されている」にチェックした場合は「土砂災害特別警戒区域」又は「土砂災害警戒区域」のいずれかの□をクリックする。

〇　土砂災害警戒区域等への該当の有無については高畠町の防災マップで確認する（ＵＲＬは下記参照）。

【参考２】浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の掲載ＵＲＬ

|  |
| --- |
| 高畠町防災マップ（令和3年3月改定）  https://www.town.takahata.yamagata.jp/kurashi/juminnokatahe/bosai/2646.html |
| ため池ハザードマップについて  https://www.town.takahata.yamagata.jp/kurashi/juminnokatahe/bosai/2182.html |

オ　建物の構造

|  |  |
| --- | --- |
| 木　造 | 非木造 |

（記入要領）

該当する□をクリックする。

カ　建物の階数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 平　屋 | ２階建て | ３階建て以上 |

（記入要領）

該当する□をクリックする。

キ　屋内安全確保の可否

|  |  |
| --- | --- |
| 可　能 | （例）本施設の構造は鉄筋コンクリート造（又は鉄骨造）であり、２階以上に避難することで安全が確保できるスペースや非常時の食料、環境等が一定程度確保できる。 |
| 不可能 |  |

（記入要領）

該当する□をクリックし、選択した方の右欄に概要を記入する。

（3）事前休業の判断について

（例）大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。

または午前○時の時点で、全県下または高畠町に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

・暴風警報又は特別警報

・大雨警報又は特別警報

・洪水警報

（記入要領）

各施設での判断を記入する。

４　防災体制

《自衛水防組織を設置する場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意体制、警戒体制、非常体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

《自衛水防組織を設置しない場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意体制、警戒体制、非常体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

（記入要領）

《自衛水防組織を設置する場合》又は《自衛水防組織を設置しない場合》のいずれかを削除する。

※　各種情報の入手先は「５情報収集・伝達」の項を参照（各情報の右上の※数字は「５情報収集・伝達」の表のNoを示す。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 警戒レベル | 警戒レベル２相当 | 警戒レベル３相当 | 警戒レベル４相当 |
| 体制確立の  判断時期 | 以下のいずれかに該当する場合 | 以下のいずれかに該当する場合 | 以下のいずれかに該当する場合 |
| 【洪水関連】  洪水注意報の発表※１  ○○川氾濫注意情報発表※２  その他の情報  ※その他の情報の場合は以下に記入 | 【洪水関連】  高畠町から「高齢者等避難」発令※３  洪水警報の発表  ○○川氾濫警戒情報発表※２  その他の情報  ※その他の情報の場合は以下に記入 | 【洪水関連】  高畠町から「避難指示」発令※３  洪水警報の発表※１  ○○川氾濫危険情報発表※２  その他の情報  ※その他の情報の場合は以下に記入 |
| 【内水関連】  大雨又は台風に関する気象情報発表※４  大雨注意報発表※５  ○分間雨量が●mmを超過※６  ○○ポンプ場が排水開始※７  その他の情報  ※その他の情報の場合は以下に記入 | 【内水関連】  大雨警報発表※５  ○分間雨量が▲mmを超過※６  その他の情報  ※その他の情報の場合は以下に記入 | 【内水関連】  ○分間雨量が■mmを超過※６  ○○ポンプ場が排水不能※７  ○○市町○○地区内水氾濫危険情報発表※８  浸水の前兆を確認  その他の情報  ※その他の情報の場合は以下に記入 |
| 【土砂災害関連】  台風接近※４  大雨注意報（土砂災害）発表※９  その他の情報  ※その他の情報の場合は以下に記入 | 【土砂災害関連】  町から「高齢者等避難」発令※３  大雨警報（土砂災害）発表※９  その他の情報  ※その他の情報の場合は以下に記入 | 【土砂災害関連】  町から「避難指示」発令※３  土砂災害警戒情報※10  土砂災害の前兆現象※11  ※その他の情報の場合は以下に記入 |
|  |  |  |  |
| 施設の  防災体制 | **注意体制確立**  **災害モードへ気持ちを切り替え、気象情報等の収集を行う。** | **警戒体制確立**  **避難場所へ避難する準備を行う。** | **非常体制確立**  **（避難誘導を開始する。）** |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 活動内容 | | **注意体制確立** | **警戒体制確立** | **非常体制確立** |
|  | （情報収集伝達要員）  総括・情報班 | ・気象情報等の収集伝達  ・その他の活動  ※その他の活動は以下に記入 | ・気象情報等の収集伝達  ・保護者・家族等への事前連絡  ・周辺住民への事前協力依頼  ・その他の活動  ※その他の活動は以下に記入 | ・その他の活動  ※その他の活動は以下に記入 |
|  | （避難誘導要員）  避難誘導班 | ・その他の活動  ※その他の活動は以下に記入 | ・使用する資器材の準備  ・要配慮者の避難誘導  ・その他の活動  ※その他の活動は以下に記入 | 【洪水、土砂災害の場合】  ・施設内全体の避難誘導  【内水の場合】  ・避難誘導  ・その他の活動  ※その他の活動は以下に記入 |

自衛水防組織を設置する場合は（　）を削除。設置しない場合は（　）部分のみ記載する。

（記入要領）

「体制確立の判断時期」に掲げた情報のうち、本施設に必要な情報の□をクリックする。

【参考３（水害関係）】指定河川洪水予報と警戒レベルとの関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **情報** | **とるべき行動** | **警戒レベル** |
| **○○川氾濫**  **注意情報**  **（洪水注意報）** | 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当します。**ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認**してください。 | ２相当 |
| **○○川氾濫**  **警戒情報**  **（洪水警報）** | 地元の自治体が高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当します。災害が想定されている区域等では、**自治体からの「高齢者等避難」の発令に留意**するとともに、**高齢者等の方は自ら避難の判断**をしてください。 | ３相当 |
| **○○川氾濫**  **危険情報**  **（洪水警報）** | 地元の自治体が避難指示を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル４に相当します。災害が想定されている区域等では、**自治体からの「避難指示」の発令に留意**するとともに、**「避難指示」が発令されていなくても自ら避難の判断**をしてください。 | ４相当 |
| **○○川氾濫**  **発生情報**  **（洪水警報）** | 災害がすでに発生していることを示す警戒レベル５に相当します。**災害がすでに発生している状況**となっています。**命を守るための最善の行動**をとってください。 | ５相当 |

※「指定河川洪水予報の解説」（気象庁）を基に作成（色使いを含む）

【参考４（土砂災害関係）】土砂災害警戒情報・大雨警報（土砂災害）と警戒レベルとの関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **土砂災害警戒情報・**  **大雨警報（土砂災害）**  **のレベル** | **とるべき行動** | **警戒レベル** |
| **今後の情報等に留意** | 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意してください。 | － |
| **注　　意**  **（大雨注意報級）**  **２時間先までに注意報基準に到達すると予想** | ハザードマップ等により避難行動を確認してください。  今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意してください。  特に、キキクル（危険度分布）をこまめに確認してください。 | ２相当 |
| **警　　戒**  **（大雨警報級）**  **２時間先までに警報基準に到達すると予想** | **避難の準備が整い次第**、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への**避難を開始**してください。  **高齢者等は**速やかに**避難を開始**してください。 | ３相当  （高齢者等避難） |
| **非常に危険**  **２時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想** | 命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない**非常に危険**な状況です。速やかに土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域の外の少しでも安全な場所への**避難を開始**してください。 | ４相当  （避難指示） |
| **極めて危険**  **すでに土砂災害警戒情報の基準に到達** | 過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する**極めて危険**な状況です。命に危険が及ぶ土砂災害が**すでに発生**していてもおかしくありません。**この状況になる前に**土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域の外の少しでも安全な場所への**避難を完了しておく必要があります。** | ― |

※　土砂災害警戒情報と大雨警報（土砂災害）の関係

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の高齢者等避難・避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表する。避難が必要な警戒レベル４に相当する。

※「土砂災害警戒情報・大雨警報（土砂災害）の危険度分布」（気象庁）を基に作成（色使いを含む）

５　情報収集・伝達

（1）情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 収集する情報 | 収集方法（例） |
| １ | 洪水注意報、警報 | ■気象庁 キキクル（危険度分布）  https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html  ■山形県河川・砂防情報  http://www.kasen.pref.yamagata.jp/  ■テレビ、ラジオ、緊急速報メール |
| ２ | 河川氾濫注意報、警報等 | ■山形県河川・砂防情報  http://www.kasen.pref.yamagata.jp/  ■テレビ、ラジオ、緊急速報メール |
| ３ | 警戒レベル（高齢者等避難、避難指示） | ■こちら防災やまがた  https://www.pref.yamagata.jp/020072/bosai/kochibou/index.html  ■テレビ、ラジオ、防災行政無線、エリアメール、サイレン等 |
| ４ | 大雨又は台風に関する  気象情報 | ■気象庁気象警報・注意報  https://www.jma.go.jp/jp/warn/  ■気象庁台風情報  https://www.jma.go.jp/jp/typh/  ■テレビ、ラジオ |
| ５ | 大雨注意報、警報 | ■山形県河川・砂防情報  http://www.kasen.pref.yamagata.jp/  ■テレビ、ラジオ |
| ６ | 時間雨量 | ■気象庁１時間雨量  www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/mdrr/pre\_rct/alltable/pre1h00.html#a35  ■テレビ、ラジオ |
| ７ | 排水施設の稼働状況 | ■市町からのＦＡＸ（事前に市町に依頼し、提供可能な場合） |
| ８ | 内水氾濫危険情報 | ■気象庁 キキクル（危険度分布）  https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html  ■テレビ、ラジオ、緊急速報メール |
| ９ | 大雨注意報、警報  （土砂災害） | ■気象庁 キキクル（危険度分布）  https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html  ■テレビ、ラジオ |
| 10 | 土砂災害警戒情報 | ■山形県土砂災害警戒システム  <https://sabo.pref.yamagata.jp>  ■テレビ、ラジオ、緊急速報メール |
| 11 | 浸水の前兆  土砂災害の前兆現象 | 職員による目視。ただし、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から行う。 |

（注意）停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

（記入要領）

「４　防災体制」の「体制確立の判断時期」に掲げた情報の収集方法について記載する。

（2）情報伝達

ア　「緊急連絡網」に基づき、また、館内放送や掲示板を用いて、次の情報を施設内関係者間で共有する。

・気象情報、洪水予報、土砂災害警戒情報等

・体制の確立状況

避難する場合には必要に応じ「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、避難先等の連絡を行う。

（保護者・家族等への連絡内容の例（記載例））

△△（避難場所）へ避難する。利用者の引き渡しは△△（避難場所）において行う。利用者の引き渡しは○○時頃から開始する。

イ　避難困難者が多くいる場合は、その状態や人数を市町に報告する。（この文言の記載については事前に市町と調整する。）

６　避難誘導

（1）避難場所、移動距離及び手段

（記載例１）浸水深が大きく、施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤立するおそれがある場合、家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合は立ち退き避難（水平避難）する。関連施設等への避難も選択肢の一つである。利用者に合わせて移動手段に配慮する。避難場所への立ち退き避難（水平避難）が危険な場合は、近隣の安全な場所や建物のより安全な部屋等へ移動する。

（記載例２）避難場所は下表のとおりとする。なお、早期に避難することを基本とするが、悪天候の中の避難や、夜間の避難となった場合、危険をともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合は、屋内で安全確保できる空間等を避難場所とする。その場合は、備蓄物資を用意する。

ア　立ち退き避難（水平避難）を行う場合

（ｱ）避難場所１（浸水想定区域外の関連施設等）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 災害の種類 | 避難場所名称 | 移動距離 | 移動方法 |
| 洪水 | ○○施設 | ○○ｍ | 徒歩  車両○○台 |
| 内水 | ○○施設 | ○○ｍ | 徒歩  車両○○台 |
| 土砂災害 | ○○施設 | ○○ｍ | 徒歩  車両○○台 |

（記入要領）

該当する□をクリックし、適宜○○部分を記載する。

（ｲ）避難場所２（指定緊急避難場所）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 災害の種類 | 避難場所名称 | 移動距離 | 移動方法 |
| 洪水 | ○○小学校等 | ○○ｍ | 徒歩  車両○○台 |
| 内水 | ○○小学校等 | ○○ｍ | 徒歩  車両○○台 |
| 土砂災害 | ○○小学校等 | ○○ｍ | 徒歩  車両○○台 |

（記入要領）

該当する□をクリックし、適宜○○部分を記載する。

イ　屋内安全確保（垂直避難）を行う場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 災害の種類 | 避難場所名称 | 移動階 | 移動方法 |
| 洪水 | 本施設 | ○階 | エレベーター、ストレッチャー |
| 内水 | 本施設 | ○階 | エレベーター、ストレッチャー |
| 土砂災害 | 本施設（斜面の反対側） | ○階 | エレベーター、ストレッチャー |

（記入要領）

該当する□をクリックし、適宜○○部分を記載する。

ウ　近隣の安全な場所

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合は近隣の○○（※）に避難するものとする。

※　指定避難場所ではないが、標高の高い簿場所など近隣のより安全な場所・建物等

（記入要領）

適宜○○部分を記載する。適当な避難場所がない場合、この項は削除する。

エ　避難経路

避難場所までの避難経路は、「７　施設周辺の避難地図」のとおりとする。

なお、避難場所については、避難訓練等により避難できることを確認し、必要に応じ見直すものとする。

オ　避難場所及び移動経路中のリスク整理

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 避難場所１【○○施設】 | | | | |
| ◆浸水想定区域図   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 浸水深 | ○○川 | ○○川 | | ○○ｍ | ○○ｍ | | 浸水しない | | | | | | | |
| ◆ため池浸水想定区域図   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 浸水深 | ○○ため池 | ○○ため池 | | ○○ｍ | ○○ｍ | | 浸水しない | | | | | | | |
| ◆土砂災害警戒区域等   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 指定されている | 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域 | | 指定されていない | | | | | | | |
| ◆建物の構造 | 木　造 | | 非木造 | |
| ◆建物の階数 | 平　屋 | ２階建て | | ３階建て以上 |
| ◆移動経路中のリスク   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 土砂崩れの危険性のある箇所 | なし | あり（箇所：○○） | | 強風による飛来物の危険性のある箇所 | なし | あり（箇所：○○） | | 樹木倒壊の危険性のある箇所 | なし | あり（箇所：○○） | | 道路・アンダーパス等の冠水の可能性のある箇所 | なし | あり（箇所：○○） | | 側溝やマンホールへの落下の危険性のある箇所 | なし | あり（箇所：○○） | | その他（○○の危険性のある箇所） | なし | あり（箇所：○○） | | | | | |

（記入要領）

浸水想定区域図：該当する□をクリックし、「浸水深」にチェックした場合は○○川及び○○ｍにマウスポインタを合わせてドロップダウンリストから適宜選択する。

土砂災害警戒区域等：「指定されている」又は「指定されていない」のいずれかの□をクリックし、「指定されている」にチェックした場合は「土砂災害特別警戒区域」又は「土砂災害警戒区域」のいずれかの□をクリックする。

その他：該当する□をクリックするとともに、○○部分を適宜記入する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 避難場所２【○○小学校等】 | | | | |
| ◆浸水想定区域図   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 浸水深 | ○○川 | ○○川 | | ○○ｍ | ○○ｍ | | 浸水しない | | | | | | | |
| ◆ため池浸水想定区域図   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 浸水深 | ○○ため池 | ○○ため池 | | ○○ｍ | ○○ｍ | | 浸水しない | | | | | | | |
| ◆土砂災害警戒区域等   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 指定されている | 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域 | | 指定されていない | | | | | | | |
| ◆建物の構造 | 木　造 | | 非木造 | |
| ◆建物の階数 | 平　屋 | ２階建て | | ３階建て以上 |
| ◆移動経路中のリスク   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 土砂崩れの危険性のある箇所 | なし | あり（箇所：○○） | | 強風による飛来物の危険性のある箇所 | なし | あり（箇所：○○） | | 樹木倒壊の危険性のある箇所 | なし | あり（箇所：○○） | | 道路・アンダーパス等の冠水の可能性のある箇所 | なし | あり（箇所：○○） | | 側溝やマンホールへの落下の危険性のある箇所 | なし | あり（箇所：○○） | | その他（○○の危険性のある箇所） | なし | あり（箇所：○○） | | | | | |

７　施設周辺の避難地図

|  |  |
| --- | --- |
| （防災マップやwebマップ等に避難経路を明記したものを添付してもよい。） | |
| （作成要領：国土交通省の「避難確保計画作成の手引き解説編」より抜粋）  以下の方法により作成した地図を貼り付けます。  （1）記載する情報  施設周辺の避難地図に記載する情報は下記のとおりです。これらの情報を地図上に記載し て、避難地図を作成します。  ○施設の位置、○避難場所、○施設から避難場所までの避難経路、  ○施設周辺のハザード情報、○避難する際の移動手段（徒歩、自動車等） など  （2）避難地図作成の手順  ① 洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップ上で自施設の位置を確認し、自施設の場所が目立つようにマジック等で印をつけてください。  ②　ハザードマップ上で自施設周辺の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の危険な場所を確認してください（ハザードマップ上の凡例を参照してください）。  ③　ハザードマップ上で避難場所（※１）を確認し、その場所がわかるようにマジック等で印をつけてください。  ④　ハザードマップ上の自施設から避難場所までの経路（※２）をマジック等で書き込んでください。  （3）作成の留意点  洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップなどの施設周辺の災害リスク情報が記載された地図を利用することが重要です。施設から避難場所までの区間で、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、道路の冠水箇所等を避けて、災害リスクの少ない避難経路を設定しましょう。  なお、施設周辺の災害リスク情報が記載された地図は、「重ねるハザードマップ」（国土交通省ハザードマップポータルサイトを活用した災害リスクの把握）を活用することもできます。  また、ハザードマップに標記のない地域の危険な場所（道幅が狭い、道路浸水箇所など）も地図に書き込むことが重要です。  複数の避難場所、避難経路を考えておきましょう。また、自施設から避難場所までの移動時間を推定して（計測して）記載してください。特に高齢者等、時間を要する方の移動には時間に余裕を持つことが重要です。  また、地域の自治会等で地区防災マップ等を作成している場合には、自治会等と連携もしくは情報提供を依頼して、地域の人々しか知らないような災害時に危険な場所等の情報を共有し、それらの情報を反映して避難地図を作成しておくことが重要です。  ※１　避難場所の設定  要配慮者利用施設における避難場所の設定は、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の外における系列施設及び同種類似施設、市町村が指定する指定緊急避難場所の順に優先的に検討します。なお、当日の状況に応じて避難場所を選択できるように、あらかじめ複数の避難場所を検討しておくことが重要です。  ○　避難場所の考え方  対象となる災害に応じて、適切な避難場所を選びます。浸水想定区域・土砂災害警戒区 |

|  |
| --- |
| 域等の外に位置する系列施設等への立ち退き避難（水平避難）、最寄りの指定緊急避難場所及び指定避難所への立ち退き避難（水平避難）、施設の上階等への屋内安全確保（垂直避難）を検討し設定します。なお、避難場所の候補施設は、状況に応じて避難場所を選択できるように、複数の避難場所を検討しておく必要があります。  ○　洪水・内水の場合  立ち退き避難（水平避難）は、水位の上昇時間、浸水の到達時間、避難を完了するまでに要する時間等を考慮して設定します。例えば、洪水予報等や高齢者等避難の発令を判断時期にして、当該要配慮者利用施設から避難可能である施設を設定します。台風・大雨時の立ち退き避難（水平避難）は、強風による飛来物及び道路・アンダーパス等の冠水、側溝やマンホールへの落下等の危険に留意する必要があります。  屋内安全確保（垂直避難）は、浸水の到達時間、避難を完了するまでに要する時間、さらに、想定される浸水の深さ（想定浸水深）を考慮して避難する階を設定します。立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合には、緊急的に、近隣の安全な場所に避難することが考えられます。  ○　土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）の場合  立ち退き避難（水平避難）は、土砂災害の発生が予想される時期（時間帯）、避難を完了するまでに要する時間等を考慮して設定します。例えば、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒判定メッシュ情報の発表、高齢者等避難の発令を判断時期にして、当該要配慮者利用施設から避難可能である施設を設定します。  なお、土砂災害の特徴として、局所的かつ突発的に被害が発生することが挙げられます。土砂災害が「いつ」「どこで」発生するかを正確に予測することが難しく、河川の水位のように、見た目に分かりやすい避難を判断する指標がありません。  また、土砂災害は、家屋等の建物の破壊及び人的被害が発生するなど甚大な被害を引き起こすことも多く、更には地形そのものが変化することも特徴として挙げられます。  このような特徴を踏まえ、土砂災害の場合は、施設外の指定避難場所及び福祉避難所等への立ち退き避難（水平避難）を基本とします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、近隣の安全な場所への避難や、最低限のリスク回避として、施設内での屋内安全確保（垂直避難）となることもあります。施設ごとの特性に合わせた避難場所を判断する必要があります。  ※２　避難経路の設定  施設外に避難する際に危険な場所（がけの下や浸水のおそれのある場所等）を通らないように、ハザードマップを参考にして避難場所まで安全に移動できる避難経路を事前に決めておくことが重要です。  大雨時危険となるがけの下や浸水のおそれのある場所など、移動が困難になる箇所等注意すべき箇所を明示することが有効です。  洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップ等には、避難経路となる道路の他、浸水常襲箇所や土砂災害の危険箇所等も記載されているので、それらを参考に安全な避難経路を設定します。また、浸水しやすいアンダーパスとなっている道路を避けることも考えられま |

|  |
| --- |
| す。河川からの氾濫水が到達していなくても内水による浸水が発生していることも考えられることから、避難する人数等も考慮して、可能な限り標高が高い道路を選定することが望ましいといえます。 |

８　避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

利用者にあわせた器具や食事の提供が必要となる場合がある。避難場所での生活に必要な備品などに配慮する。

（1）避難確保資器材一覧

消耗品類は備蓄用であり、仮に日常業務に使用した場合は速やかに補填する。

|  |  |
| --- | --- |
| 用　途 | 品　　目 |
| 情報収集・伝達 | テレビ　ラジオ（　台）　タブレット（　台）　ファックス  トランシーバー（　台）　携帯電話・スマートフォン（　台）  同バッテリー（　台）　懐中電灯（　本）　電池（　本）  投光器（　台）　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 避難誘導 | 名簿（利用者、職員）（　部）　案内旗（　本）  タブレット（　台）　懐中電灯（　本）　携帯用拡声器（　台）  トランシーバー（　台）　携帯電話・スマートフォン（　台）  同バッテリー（　台）　電池式照明器具（　台）　電池（　本）　蛍光塗料（　ｇ）　ライフジャケット（　着）  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 施設内の  一時避難 | 水（１人あたり９ℓ）（　人分）　発電機（　台）　燃料（　ℓ）  食料（１人あたり９食）（　人分）  寝具（　人分）　防寒具（　着）  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 要配慮者 | おむつ・おしりふき（　枚）　常備薬 |
| 衛生用品 | ウェットティッシュ（　個）　タオル（　枚）　マスク（　枚）  体温計（　個）　手指消毒用アルコール（　本）  石けん・ハンドソープ（　個）　ゴミ袋（　枚）  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| その他 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（2）浸水を防ぐための対策

|  |
| --- |
| 土嚢（　袋）　止水板（　枚）　その他（　　　　　　　　　　） |

（3）土砂災害に対する避難を確保するための事前の対策（必要に応じ記載）

|  |
| --- |
| 非常用サイレン（屋外）　壁の補強　その他（　　　　　　　　　　） |

（記入要領）

該当する□をクリックするとともに、適宜（　）部分を記入する。

９　防災教育及び訓練の実施

（1）新規採用職員を対象とした研修

毎年〇月に実施する。

（2）全職員を対象とした研修

毎年〇月に実施する。

（3）年間の防災教育及び訓練計画の作成

毎年〇月に作成する。

（記入要領）

施設の実状に合わせた任意の実施予定月を記入する。

10　自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に規定する。）

（1）「自衛水防組織活動要領」（別添）に基づき自衛水防組織を設置する。

（2）自衛水防組織においては、次の訓練を実施する。

ア　毎年○月に新たに自衛水防組織の構成員となった職員を対象とする研修を実施する。

イ　毎年○月に行う全職員を対象とする訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象とする情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（3）自衛水防組織の報告

自衛水防組織を設置又は変更したときは遅滞なく当該事項を○○市町長に報告する。

（記入要領）

○部分にマウスポインタを合わせてドロップダウンリストから適宜選択するか任意に入力する。

11　防災教育及び訓練の年間計画（例）

実施予定

月日

〇月〇日

総括・情報班員（情報収集伝達要員）及び避難誘導班員（避難誘導要員）の任命や外部からの支援体制を確認し、避難確保計画に反映する。

防災体制の確立・

避難確保計画の

年度版作成

実施予定

月日

〇月〇日

○避難確保計画の情報共有

○過去の被災経験や災害に関する知恵の伝承　等

職員への防災教育

実施予定

月日

〇月〇日

施設利用者への

防災教育

○水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認

○緊急時の対応等に関する保護者・家族等への説明　等

**通所施設**

実施予定

月日

〇月〇日

○職員の緊急連絡網の試行

○保護者・家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行　等

情報伝達訓練

実施予定

月日

〇月〇日

○職員の緊急連絡網の試行

○連絡後、全利用者を保護者・家族等に引き渡すまでにかかる時間の計測　等

保護者・家族への

引き渡し訓練

**入所施設**

実施予定

月日

〇月〇日

情報伝達訓練

○職員の緊急連絡網の試行

○保護者・家族等への情報伝達手段（メール・

電話等）の確認、情報伝達の試行　等

実施予定

月日

〇月〇日

○職員の緊急連絡網の試行

○連絡後、施設職員の参集にかかる時間の計測

等

職員の

非常参集訓練

実施予定

月日

〇月〇日

○防災体制と役割分担の確認、試行

○施設から避難場所までの移動にかかる時間の計測　等

避難訓練

実施予定

月日

〇月〇日

避難訓練の実施に基づき、必要に応じて避難確保計画を見直す。

避難確保計画の更新

12　利用者緊急連絡先一覧表（既存の名簿等がある場合はそれを用いてもよい）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 利用者 | | | | 緊急連絡先 | | | | |
| 氏　名 | 年齢 | 性別 | 住　所 | 氏　名 | 続柄 | 電話番号 | 住　所 | 緊　　急  連絡先等 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

13　緊急連絡網（既存の名簿等がある場合はそれを用いてもよい）

|  |
| --- |
| 氏名 |
| 電話 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 |  | 氏名 |
| 電話 |  | 電話 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | 氏名 |  | 氏名 |  | 氏名 |
| 電話 |  | 電話 |  | 電話 |  | 電話 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 氏名 |  | 氏名 |  | 氏名 |  | 氏名 |
| 電話 |  | 電話 |  | 電話 |  | 電話 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 氏名 |  | 氏名 |  | 氏名 |  | 氏名 |
| 電話 |  | 電話 |  | 電話 |  | 電話 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 氏名 |  | 氏名 |  | 氏名 |  | 氏名 |
| 電話 |  | 電話 |  | 電話 |  | 電話 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 氏名 |  | 氏名 |  | 氏名 |  | 氏名 |
| 電話 |  | 電話 |  | 電話 |  | 電話 |

14　外部機関等の緊急連絡先一覧表（既存の名簿等がある場合はそれを用いてもよい）

（記載例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 電話番号 | （電話が不通となった場合の連絡方法等） |
| 町総務課危機管理室 | 0238-52-3744 |  |
| 市町福祉担当課 |  |  |
| 高畠消防署 | 0238-52-1505 |  |
| 南陽警察署 | 0238-50-0110 |  |
| 立ち退き（水平）避難先 |  |  |
|  |  |
|  |  |
| 避難誘導等の支援者 |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 医療機関 |  |  |

15　対応別避難誘導一覧表（既存の名簿等がある場合はそれを用いてもよい）

（記載例）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 連絡先 | 対応  内容 | 移動手段 | | 担当者 | 備　考 |
| 立ち退き避難 | 屋内安全確保 |
| ○○○○ | 0238-　- | １ | 徒歩 | 階段 | ○○○○ | 要介護１ |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| ○○○○ | 0238-　- | ４ | 自動車 | エレベーター、  ストレッチャー | ○○○○ | 要介護５ |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

【対応内容凡例】

１自力歩行可能　２介助必要　３車いす使用　４ストレッチャー又は担架が必要

５自宅に帰宅　６病院搬送　７その他

16　防災体制一覧表（既に防災体制を確立している場合は、それを活用してもよい）

（記載例）

|  |  |
| --- | --- |
| 統括管理者（　　　　　　） | 代行者（　　　　　　） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （情報収集伝達要員）  統括・情報班 | 担当者 | 役　割 |
| 班長（　　　　　　）  班員（　　　　　　）  　　（　　　　　　）  　　（　　　　　　）  　　（　　　　　　）  　　（　　　　　　） | ・状況の把握  ・洪水予報等の情報の収集  ・情報内容の記録  ・館内放送等による情報伝達  ・関係者及び関係機関との連絡 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （避難誘導要員）  避難誘導班 | 担当者 | 役　割 |
| 班長（　　　　　　）  班員（　　　　　　）  　　（　　　　　　）  　　（　　　　　　）  　　（　　　　　　）  　　（　　　　　　） | ・避難誘導の実施  ・未避難者、要救助者の確認 |

自衛水防組織を設置する場合は（　）を削除。

設置しない場合は（　）部分のみ記載する。

（記入要領）

〇　（　　）内に担当職員の氏名を記載する。また、必要に応じ役割を加除する。

（留意点）

〇　豪雨時に利用者を安全に避難させるためには、必要な職員数を事前に把握し、職員を確保する必要がある。特に夜間や休日など勤務職員の人数が少ない場合は、施設周辺に住んでいる職員の参集や、地域住民、災害協定を結んでいる団体・企業などの応援体制についても記載することが望ましい。

17　自衛水防組織活動要領（自衛水防組織を設置する場合の作成例）

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表１「自衛水防組織の編成と任務」に掲げる任務とする。

（3）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第２条　管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

（別表１）自衛水防組織の編成と任務（自衛水防組織を設置する場合のみ作成）

（記載例）

|  |  |
| --- | --- |
| 統括管理者（　　　　　　） | 代行者（　　　　　　） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 統括・情報班 | 担当者 | 役　割 |
| 班長（　　　　　　）  班員（　　　　　　）  　　（　　　　　　）  　　（　　　　　　）  　　（　　　　　　） | ・状況の把握  ・洪水予報等の情報の収集  ・情報内容の記録  ・館内放送等による情報伝達  ・関係者及び関係機関との連絡 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 担当者 | 役　割 |
| 班長（　　　　　　）  班員（　　　　　　）  　　（　　　　　　）  　　（　　　　　　）  　　（　　　　　　） | ・避難誘導の実施  ・未避難者、要救助者の確認 |

（記入要領）

（　　）内に担当職員の氏名を記載する。また、必要に応じ役割を加除する。

（別表２）自衛水防組織装備品リスト（自衛水防組織を設置する場合のみ作成）

|  |  |
| --- | --- |
| 任　務 | 装備品 |
| 統括・情報班 | ラジオ（　台）　タブレット（　台）　トランシーバー（　台）  携帯電話・スマートフォン（　台）　同バッテリー（　台）  懐中電灯（　本）　電池（　本）　投光器（　代）  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 避難誘導班 | 名簿（利用者、職員）（　部）　案内旗（　本）  タブレット（　台）　トランシーバー（　台）　懐中電灯（　本）　携帯用拡声器（　台）　携帯電話・スマートフォン（　台）  同バッテリー（　台）　電池式照明器具（　台）　電池（　本）  蛍光塗料（　ｇ）　ライフジャケット（　着）  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（記入要領）

「８　避難の確保を図るための施設の整備」の「（1）避難確保資器材一覧」から、「情報収集・伝達」及び「避難誘導」に記載した物品を転記する。

＜国土交通省「避難確保計画作成の手引き解説編」より抜粋し、新しい避難情報の内容を追記＞

【参考５】避難指示等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

|  |  |
| --- | --- |
| **【警戒レベル３】**  **高齢者等避難** | 危険な場所から高齢者等は避難  ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。  ・その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。  ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。 |
| **【警戒レベル４】**  **避難指示** | 危険な場所から全員避難  ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、危険な場所から全員避難する必要がある。  ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所への速やかな立ち退き避難を基本とする。  ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※１への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※２を行う。 |
| **【警戒レベル５】**  **緊急安全確保** | 命の危険 直ちに安全確保！  ・既に災害が発生または切迫してる状況であり、命を守るための最善の行動をとる。  ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。 |

※１ 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※２ 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注）気象現象が激甚化するなか、特に突発的な災害や激甚な災害では、避難情報の発令が間に合わないこともある。被害が大きくなればなるほど、救助が間に合わないこともある。したがって、居住者等は、このような既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることをしっかりと認識するとともに、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要である。

（出典：避難情報に関するガイドライン10ページ（令和３年５月内閣府 （防災担当））

＜国土交通省「避難確保計画作成の手引き解説編」から抜粋＞

【参考６】防災体制の役割分担（活動内容と対応班、対応要員）

１　緊急時の職員配置と参集体制

災害発生のおそれのある時の職員の役割分担や、勤務時間内外の参集体制及び参集基準を定めておく必要があります。

統括管理者（又は管理権限者）のもと、的確な情報収集・伝達、迅速な避難行動ができるように、「誰が何をするのか」を明確にし、必要な業務を実施できる人員を確保しておくことが重要です。昼間だけでなく、職員が少ない夜間等にも体制を確立できるようにしておくことが必要です。

（職員の役割分担の例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 自衛水防組織を  設置する場合  （対応班） | 自衛水防組織を  設置しない場合  （対応要員） | 役　　割 |
| 総括・情報班 | 情報収集伝達  要員 | 施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。  テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、土砂災害の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。 |
| 避難誘導班 | 避難誘導要員 | 高齢者等避難の情報が発令された場合や土砂災害の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。 |

（参集基準の例）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 活動内容 |
| 参集準備 | 台風の接近や大雨が予想される場合は、情報収集班がテレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、今後の雨の予想や行政機関が発表している情報等について情報収集を行い、他の職員に情報共有し、速やかに参集できる準備を整える。 |
| 応援当番職員参集 | 大雨警報が発表された場合は、当直施設職員の補助として、応援職員を速やかに参集できる準備を整える。 |
| 全職員参集 | 土砂災害警戒情報の発表や市町村から高齢者等避難の情報が発令された場合は、利用者等を避難させるため、全職員が速やかに参集し、避難誘導を行う。 |

（参集基準ごとの判断基準と主な業務内容等の例）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 判断基準 | 主な業務内容 | 対応者 |
| 参集準備 | ・台風接近が予想される場合  ・大雨が予想される場合 | ・気象情報等の情報収集 | 全職員 |
| 応援当番職員参集 | ・大雨警報が発表された場合 | ・気象情報等の情報収集  ・避難準備 | 当番職員 |
| 全職員参集 | ・土砂災害警戒情報が発表さ れた場合  ・高齢者等避難 等が発令された場合 | ・気象情報等の情報収集  ・関係行政機関等への連絡・通報  ・避難誘導 | 全職員 |

２　緊急時の防災体制の確立の手順と体制ごとの活動内容

以下に、施設における防災体制の確立の手順と体制ごとの活動内容の例を示します。

|  |  |
| --- | --- |
| **注意体制** | ○統括管理者（又は管理権限者）は、台風情報、大雨注意報及び洪水注意報等の気象情報の発表に注意します。  【災害モードへの切り替え】  ・統括管理者（又は管理権限者）及び職員は、注意体制確立をトリガー（引きがね）として、心のスイッチを入れ、避難行動に備えて、気持ちを災害モードに切り替えます。  ・雨が徐々に強くなる中で、気象情報及び河川の水位情報等の発表等を監視します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **警戒体制** | ○統括管理者（又は管理権限者）は、市町村から発令される「高齢者等避難」の発令に注意します。  ○職員は、気象情報及び河川の水位情報等の監視を継続しつつ、避難の準備を行います。  【避難準備の開始】  ・統括管理者（又は管理権限者）（当日の責任者）は、大雨注意報や洪水注意報等が発表された場合は、避難準備を開始するタイミングを判断し、避難の準備を開始します。  ・統括管理者（又は管理権限者）及び職員は、避難の準備にあたって職員が少ない場合は、施設周辺に住む職員に参集をかけるとともに、災害時支援者への応援要請を行うなど、避難準備に必要な人員を確保します。  ・職員は、利用者の食事・入浴の時間調整や外出用衣服への着替え支援、雨具等の準備など、避難に備えて準備を行います。  ・職員は、利用者の貴重品や衣類、薬、必要な器具など非常時持ち出し品の確認・準備を行います。必要に応じて、保護者・家族等への事前連絡を行い、利用者の引き渡しを行います。避難先など関係機関への事前連絡も忘れずに行います。  ・避難行動開始に向けて、施設から避難場所までの避難経路に関する情報収集を行います。  ・施設内が浸水しないように、施設入口付近に止水板や土のうを設置するなどの対策を行います。  【避難行動の開始】  ・避難の準備が概ね完了したら、統括管理者（又は管理権限者）（当日の責任者）は、大雨警報、洪水警報、河川の氾濫警戒情報、土砂災害警戒情報、高齢者等避難等の発表に注意しながら、避難行動を開始するタイミングを早め早めに判断し、避難行動を開始します。  ・職員は、利用者の特徴に応じて、避難場所まで徒歩で移動又は護送するケースと車で移送するケースがあります。  ＜避難場所まで徒歩で移動又は護送するケース＞  ・施設職員は、杖を突く人や歩行器を押す人、車いすの人などを数人で支援し、避難経路上の安全性を確認しながら、利用者を避難場所まで誘導します。  ＜避難場所まで車で移送するケース＞  ・職員は、車いすやストレッチャーに乗っている利用者を慎重に福祉車両等に乗せていきます。人数が多くて一度に移送できない場合は、数回に分けて往復します。  ・避難場所に到着したら、利用者を慎重に車から降ろして要配慮者用の避難スペースに誘導します。効率的に避難誘導を行うには、車を運転する係、施設で車に乗せる係、避難先で車から降ろす係といった役割分担が必要です。  【留意事項】  ・利用者を避難場所に誘導するにあたって、誘導する時間帯が夕方で日が暮れて暗く  なる場合や既に風雨が強い場合は、無理して立ち退き避難は行わず、福祉車両だけでなく、一般車両も使用して全利用者を車で移送する、もしくは想定浸水深以上の上層階や土砂が到達しない場所へ避難し、屋内で安全を確保することも有効です。  ・気象庁が発表する降水短時間予報により、深夜に豪雨が予測される場合には、日が暮れる前に避難場所へ移動し、避難を完了することも有効です。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **非常体制** | ○統括管理者（又は管理権限者）は、市町村から発令される「避難指示」の発令に注意します。  ○「避難指示」が発令された場合は、直ちに避難行動開始のタイミングを判断し、その旨を速やかに職員に伝達して避難行動を開始します。  【留意事項】  ・「避難指示」が発令された段階では、風雨が強くなり、風雨が強くなり、暴風や河川の水位上昇、道路冠水など、避難経路の危険性が高まり、徒歩で避難することが難しい場合があります。  ・さらに、河川の水位が上昇して橋を渡ることが困難となる、道路の冠水や土砂崩れにより通行不能になるなど、避難経路の安全性が確保できない場合が想定されます。特に夜間は視界が狭く、周辺の状況把握が難しいため、屋外の避難場所へ避難することが困難になります。  ・このような場合は、決して無理をせず、近隣の安全な避難先に避難する、もしくは想定浸水深以上の上層階や土砂が到達しない場所へ避難し、屋内で安全を確保することも選択肢の１つです。  ・そのため、日頃から施設周辺の地域住民の方々とコミュニケーションをとり、協力体制を確保しておく必要があります。 |

３　災害の発生が予想される場合に検討すること

台風の接近など、あらかじめ水害・土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直施設職員の増員やデイサービスの中止のほか、各職員の役割分担を再確認します。

（注意）避難確保計画が完成したら、（記載要領）や【参考】で不要なものは削除してください。